

河川などの水質浄化にご協力をお願いします

10月1日は、浄化槽の日です。
 浄化槽の管理が適正に行われていないと、浄化されないままの水を放流してしまうなど、環境を汚染する原因となります。
 みなさんの住みよい環境を守るためにも、次のことを行いましょう。

浄化槽の定期清掃

浄化槽は、定期的に清掃（汚泥の引抜き）をしないと、悪臭の発生や汚い水を放流してしまう場合があります。このため、年1回以上の清掃が法律で義務付けられていますので、下表の業者に依頼して適切な清掃をしてください。

浄化槽の保守点検

浄化槽の保守点検は、合併処理浄化槽で年3回、単独処理浄化槽（みなし浄化槽）で年3回、または年4回行うことが法律で義務付けられています。下表の業者、または県に登録されている保守点検業者に委託してください。

対象地域	大総・横芝・上堺地区 (主に栗山川の西側)にお住まいの方	日吉・南条・東陽・白浜地区 (主に栗山川の東側)にお住まいの方
清掃許可業者及び保守点検登録業者	(株)五十嵐商会東金営業所 ☎0475-58-5249 (株)新興ウオターマネジメント工業 ☎0475-54-2231 (有)環境衛生センター ☎0475-58-2304 (有)渡辺清掃 ☎0475-58-3308 (有)甲斐浄化槽サービス ☎0475-77-1717 (有)成東浄化槽センター ☎0475-82-0202	(株)トーソーエンバイテック ☎72-4231 (株)加藤設備 ☎63-8277 (株)旭住宅 ☎63-8150 (株)五十嵐商会海匠営業所 ☎84-1119 (有)光クリーンセンター ☎84-2244 旭衛生センター(株) ☎63-9551 (有)いしげ水質管理センター ☎63-2282 (有)銚子浄化槽管理センター ☎73-3840 (有)ユート・アメニティ ☎84-3270
問い合わせ	山武郡市広域行政組合環境アクアプラント ☎0475-54-0531	東総衛生組合旭クリーンパーク ☎62-0794

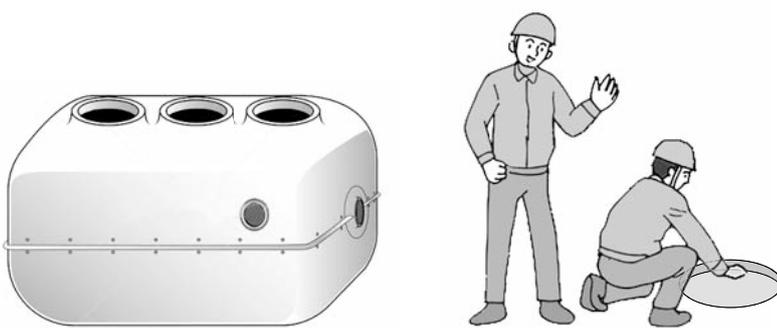
浄化槽の定期検査

浄化槽の機能を確認するため、県の指定した機関による年1回の定期検査も義務付けられています。

受けていない方は、必ず受けてください。

◆申込・問い合わせ

千葉県浄化槽検査センター
 ☎043(246)6283



野焼きは法律で禁止されています

野焼きとは、適法な焼却施設以外でごみを燃やす行為です。野焼きは、悪臭や煙により近隣とのトラブルや有害物質のダイオキシンを発生させます。また、生活環境に悪い影響のある行為として、警察・消防署等の指導の対象となります。野焼きは、絶対にやめてください。

◆問い合わせ 環境防災課環境班 ☎ 84-1216

《禁止行為》

- ・地面での直接焼却
- ・ドラム缶での焼却
- ・ブロックで囲んでの焼却
- ・素掘りの穴での焼却
- ・法の基準を満たしていない焼却炉での焼却など